

# 入札説明書

平成31年札幌市告示第617号に基づく入札については、札幌市契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 告示日

平成31年2月6日

## 2 契約担当部局（問い合わせ先）

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階  
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）

電話番号（011）818-3413

ファックス番号（011）812-5203

## 3 入札に付する事項

### (1) 役務の名称

- ア 中央区公共ます設置業務その1
- イ 中央区公共ます設置業務その2
- ウ 北区公共ます設置業務その1
- エ 北区公共ます設置業務その2
- オ 北区公共ます設置業務その3
- カ 北区公共ます設置業務その4
- キ 東区公共ます設置業務その1
- ク 東区公共ます設置業務その2
- ケ 東区公共ます設置業務その3
- コ 東区公共ます設置業務その4
- サ 白石区公共ます設置業務その1
- シ 白石区公共ます設置業務その2
- ス 白石区公共ます設置業務その3
- セ 白石区公共ます設置業務その4
- ソ 厚別区公共ます設置業務その1
- タ 厚別区公共ます設置業務その2
- チ 厚別区公共ます設置業務その3
- ツ 豊平区公共ます設置業務その1
- テ 豊平区公共ます設置業務その2
- ト 豊平区公共ます設置業務その3
- ナ 豊平区公共ます設置業務その4
- ニ 清田区公共ます設置業務その1
- ヌ 清田区公共ます設置業務その2
- ネ 清田区公共ます設置業務その3
- ノ 清田区公共ます設置業務その4
- ハ 南区公共ます設置業務その1
- ヒ 南区公共ます設置業務その2
- フ 南区公共ます設置業務その3
- ヘ 南区公共ます設置業務その4

- ホ 西区公共ます設置業務その1
- マ 西区公共ます設置業務その2
- ミ 西区公共ます設置業務その3
- ム 西区公共ます設置業務その4
- メ 手稲区公共ます設置業務その1
- モ 手稲区公共ます設置業務その2

(2) 調達案件の仕様等

設計書（公示用）による。

(3) 役務の概要等

ア 概要

別記のとおり（上記3(1)記載のすべての業務に共通）。

イ 施行場所

平成31年度 札幌市公共ます設置業務位置図のとおり。

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年2月29日まで

(5) 入札書の記載方法

入札は、上記3(1)の役務ごとに行うものとし、設計書（見積参考）の設計内訳書に示す単価の合計金額（入札価格）を入札の対象とする。なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札決定後は、落札業者と設計書等にある個別業務の係数に当該落札金額を掛けて個別業務の契約単価を決定し、単価契約を締結する。

#### 4 入札参加資格

札幌市公共ます設置業務共同企業体取扱要綱に基づく2社以上で構成する特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、入札に参加しようとする者は、構成員の全てが下記の共通事項を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件及び履行体制を満たしていなければならない。

なお、経常共同企業体を共同企業体の構成員とすること、及び同一の構成員を含む複数の共同企業体が同一入札に参加することは認めない。

(1) 共通事項（構成員共通）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業であること。

ウ 平成29・30年度札幌市入札参加資格者名簿に定める大分類「工事」中分類「下水道」で登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき当該業種等の再認定を受けていること。）。

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（上記ウに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げるものでないこと。

(ア) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又

- はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (ロ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (ハ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (ニ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。
- (ア) 資本関係
    - ア 親会社と子会社の関係にある場合。
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (イ) 人的関係
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ク 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有するもの）であること。
- ケ 札幌市工事分類コードに示す「73 下水道」の「21 管路（開削）」若しくは「24 管路（修繕一般）」、又は札幌市が発注した公共ます設置業務、緊急補修業務、マンホール保全業務について元請としての実績があること。ただし、当該実績は、平成 15 年 4 月 1 日以降に工事（業務）が完成し、引渡しが済んでいるもの（共同企業体により施工（履行）した工事等を含む。）であること。
- (2) 共同企業体の結成条件
- ア 平成 29・30 年度札幌市入札参加資格者名簿の工種「下水道」の等級において「B」等級を 1 社以上含む「B」又は「C」等級で登録された者の構成とする。また、代表者は「B」等級から選定するものとし、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者で構成員において決定された者とする。
  - イ 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に業種「道路維持除雪業」で登録されており、且つ札幌市が平成 27～29 年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場（雪たい積場）管理業務のいずれかを 3 年間継続して、元請として（共同企業体を含む。）履行した実績を有している者が 1 社以上含まれていること。
  - ウ 共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の 10 分の 6 以上であること。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回らないこと。
  - エ 共同企業体のすべての構成員は、原則として、本役務に対応する建設業法の許可業種に係る国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、代表者以外で出資金額が 3,500 万円に満たない構成員の主任技術者は、他の役務等と兼任で配置することができるものとする。なお、配置する主任技術者は、申請者と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (3) 履行体制
- ア 1 日に 3 現場以上の施工が可能な体制を確保するため、業務代理人のほか、業務代理人が常駐する以外の現場において、施工管理をつかさどる 2 名以上の業務代理人補を専任で配置できること（この場合の専任とは業務履行現場に常駐できる体制にあることをいう。）。
- なお、業務代理人と主任技術者、及び業務代理人補と主任技術者は兼務することができる。

イ 本役務は、業務代理人の兼任を認めない役務である。

## 5 設計書等に対する質問及び回答

入札説明書及び設計書に関して質問がある場合は、次のとおり質問票（様式-1-3）を提出すること。

### (1) 提出期限

平成 31 年 2 月 19 日（火） 午後 4 時 30 分まで

### (2) 提出場所

質問事項について、質問票に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくはファックスにより、前記 2 あてに提出すること。

なお、ファックス送信後は電話により着信確認をすること。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答については、随時前記 2 に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

回答は、告示の日から平成 30 年 2 月 21 日（木）までの間に行う。

## 6 入札書の提出方法等

### (1) 契約条項を示す場所及び設計書を交付する場所

上記 2 の契約担当部局のほか、下記 URL からダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/gesui/keiyaku/30nenndo/koukyoumasu30.html>

### (2) 入札の日時

平成 31 年 2 月 28 日（木）とし、時間は下記のとおりとする。

ア	中央区公共ます設置業務その 1	午前 9 時 30 分
イ	中央区公共ます設置業務その 2	午前 9 時 35 分
ウ	北区公共ます設置業務その 1	午前 9 時 40 分
エ	北区公共ます設置業務その 2	午前 9 時 45 分
オ	北区公共ます設置業務その 3	午前 9 時 50 分
カ	北区公共ます設置業務その 4	午前 9 時 55 分
キ	東区公共ます設置業務その 1	午前 10 時 00 分
ク	東区公共ます設置業務その 2	午前 10 時 05 分
ケ	東区公共ます設置業務その 3	午前 10 時 10 分
コ	東区公共ます設置業務その 4	午前 10 時 15 分
サ	白石区公共ます設置業務その 1	午前 10 時 20 分
シ	白石区公共ます設置業務その 2	午前 10 時 25 分
ス	白石区公共ます設置業務その 3	午前 10 時 30 分
セ	白石区公共ます設置業務その 4	午前 10 時 35 分
ソ	厚別区公共ます設置業務その 1	午前 10 時 40 分
タ	厚別区公共ます設置業務その 2	午前 10 時 45 分
チ	厚別区公共ます設置業務その 3	午前 10 時 50 分
ツ	豊平区公共ます設置業務その 1	午後 1 時 30 分
テ	豊平区公共ます設置業務その 2	午後 1 時 35 分
ト	豊平区公共ます設置業務その 3	午後 1 時 40 分
ナ	豊平区公共ます設置業務その 4	午後 1 時 45 分
ニ	清田区公共ます設置業務その 1	午後 1 時 50 分
ヌ	清田区公共ます設置業務その 2	午後 1 時 55 分
ネ	清田区公共ます設置業務その 3	午後 2 時 00 分

ノ	清田区公共ます設置業務その4	午後2時05分
ハ	南区公共ます設置業務その1	午後2時10分
ヒ	南区公共ます設置業務その2	午後2時15分
フ	南区公共ます設置業務その3	午後2時20分
ヘ	南区公共ます設置業務その4	午後2時25分
ホ	西区公共ます設置業務その1	午後2時30分
マ	西区公共ます設置業務その2	午後2時35分
ミ	西区公共ます設置業務その3	午後2時40分
ム	西区公共ます設置業務その4	午後2時45分
メ	手稲区公共ます設置業務その1	午後2時50分
モ	手稲区公共ます設置業務その2	午後2時55分

(3) 入札の場所

札幌市下水道河川局庁舎1階入札室（住所は上記2契約担当部局に同じ）

(4) 入札書の提出方法

入札書は様式-1-1にて作成し、上記6(2)及び(3)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（様式-1-2）を提出すること。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

- ア 開札は、入札終了後直ちに上記6(3)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、

最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 7 その他

### (1) 入札保証金 免除

### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が札幌市の休日を定める条例（以下「休日条例」という。）に定める休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

### (3) 最低制限価格の設定

本入札説明書で扱うすべての入札において最低制限価格を設ける。

### (4) 落札者の決定方法

#### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有するものと確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

#### イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができない場合は、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（休日条例に定める休日を除く。）に、「一般競争入札参加資格審査申請書（様式-2-2）」、「同種業務履行（工事施工）実績書（様式-3）」及び「配置予定技術者等経歴書（様式-4）」を提出しなければならない。なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

#### エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

### (5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記7(4)ウに掲げる書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、入札室入室後直ちに特定企業体協定書（様式5）を提出しなければならない。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員

に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 契約書は上記3(1)の役務ごとに作成するものとし、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。この場合、契約の相手方は、契約書案添付の別紙により札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課と協議を行い、協議済みの旨記載された別紙を速やかに2の契約担当部局まで持参すること。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 前記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙契約書案のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は事由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

業務概要

柵設置工 80 箇所

柵種別 (汚水柵・雨水柵)

柵種類 (塩ビ柵・コンクリート柵)

柵 深 (塩ビ柵 1.0m～2.0m迄、コンクリート柵 0.8m～1.5m迄)

取付管布設工 (D=100mm～150mm) 368 m

土工・土留工・舗装工 (舗装t= 3cm～26cm迄)

附帯工 1 式

水替工、大口径管削孔費、区画線工、敷鉄板、民地仕切石、縁石、副管

境界石引照・復元、柵接続換、排水設備布設替、ロードヒーティング復旧工、

コンクリート構造物取壊し、地下埋設物吊り・受け防護、仮復旧、産廃処理費等

交通整理員 1 式

※ 記載数量は想定数量であり、必ずしも保障されるものではありません。